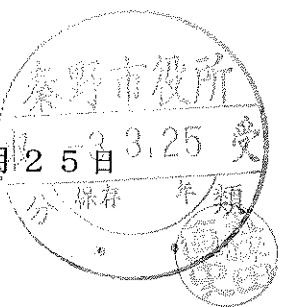


令和3年3月25日



秦野市長 高橋昌和様

秦野市行財政調査会

会長 斎藤 連



### はだの行政サービス改革基本方針案について（答申）

令和3年2月24日付けで諮問がありました、はだの行政サービス改革基本方針案について、次のとおり答申いたします。

当調査会において、はだの行政サービス改革基本方針案について慎重に審議を重ねた結果、本基本方針案は、今後5年間において秦野市が目指すべき行財政改革の方向性を体系化し、取り組むべき指針を明確にしており、計画として適切かつ妥当であると判断します。

なお、調査会の審議の過程で提起された意見を以下のとおりまとめましたので、特段の配慮を講じていただきますよう申し添えます。

#### 1 持続可能な行財政運営とこれからのまちづくりに向けて

本調査会は、平成31年3月に、「人口減少・少子高齢社会における秦野市の地域経営に関する提言2019」をまとめ、その中で、『地域の人口や経済規模が縮小しても“生活の質”（市民一人ひとりの幸福や満足感）が高まり、充実した社会（縮充社会）』を目指すべき社会像として提唱しました。

また、これからの地域経営においては、「市民自らによる地域課題解決への支援を重視した地域経営」の視点が重要であるとしました。

こうした秦野市が目指すべき社会像と地域経営の視点を基軸に、持続可能な行財政運営とこれからのまちづくりに取り組むことを求めます。

#### 2 行政サービスの質の改革について

本基本方針案は、従来の効果額を主目標とした行財政改革から、行政サービスのあり方やその改革成果を次なる行政サービスの改善につなげるといった質の向上に視点を置いたものです。

こうした行政サービスの質の向上を実現するため、行政のデジタル化を進

めることはもとより、限られた財源や職員数においても、真に必要な行政サービスの質を高めるといった職員意識を基に、本基本方針案の5つの改革に取り組むことを求めます。

その際、その時々の社会的ニーズと市民ニーズを的確に把握し、それらを行政サービスの質の向上につなげるといった姿勢を求めます。

### 3 改革実現に取り組むための職員の育成について

本基本方針案における5つの改革を着実に進めていくためには、職員一人ひとりの改革へ向けた意欲と、そのための問題発見能力の育成が前提となります。

こうした中、職員の新たな挑戦を可能にする職場づくりや、従来の縦割り行政に縛られない職員相互の協力が求められます。

そのため、地域社会に目を向け行動する職員への支援と、合わせて府内における職員間の連携の強化を求める。

### 4 行政サービス改革の進行管理について

今回の基本方針案では、改革内容を評価するP D C Aサイクルのスピード化を図るため、計画事業の成果に対し年度内評価を行うといった方法を導入しています。

この場合、こうした進行管理手法に対する全府的理解と、改革主管課が責任主体であるといった自覚を持って、進行管理を行うことを求めます。

また、市民に対して、常に分かりやすく情報提供を行い、問題を共有したうえで、行政サービス改革に取り組むことを求めます。

### 5 市民協働による行政サービス改革の実現に向けて

基本方針案で提示している行政サービス改革を推進するには、市民との協働による取組みをこれまで以上に活用することが求められます。

これには、市民と行政相互の理解と協力の下、市民によるまちづくりを積極的に支援するといった視点で、改革の実現に取り組むことを求めます。